

下妻市立小中学校適正規模適正配置基本計画(案)に係るパブリック・コメント手続の結果について

下妻市立小中学校適正規模適正配置基本計画（案）について、令和7年6月20日（金）から令和7年8月18日（月）までの60日間、パブリック・コメント手続要綱第4条及び第5条の規定により意見等を募集したところ、4名から19件の意見等をいただきました。その後、第6条第1項の規定により下妻市立小中学校適正規模適正配置基本計画を決定しましたので、同条第2項から第4項までの規定により意見等の概要、市及び市教育委員会の考え方等を公表いたします。

問合せ先：下妻市教育委員会 教育総務課 教育総務係

電話番号： 0296-44-0740（直通）

下妻市立小中学校適正規模適正配置基本計画（案）に対する意見等の概要と市及び市教育委員会の考え方

番号	意見等の概要	件数	市及び市教育委員会の考え方	計画案の修正
1	今回の説明会は、市役所で行われるが、実際に統廃合の対象となる各地区でも説明会を行った方が良いのではないかと。	1	・計画案 25・26 ページ下部枠内に記載した「スケジュール」のとおり、「適正配置実行開始条件に該当する年から保護者や地域との合意形成を図る」を実行するため、関係する区域ごとの説明会を開催する予定です。 ・適正配置実行開始条件に該当する年は、小学校が令和 11 年、中学校が令和 7 年（既に該当）を想定しています。	無
2	下妻市立小中学校適正規模適正配置基本計画（案）（以下「計画案」という）は、下妻市立小中学校適正規模適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という）によって策定されたようですが、その記述がありませんので明記すべきです。なお、『広報しもつま』5 月号には記載されています。	1	・計画案 55 ページに記載した「計画策定の経過」に「検討委員会から市教育委員会報告」等を追記します。	有
3	検討委員会の委員名簿と検討経過を明記すべきです。「計画案」は、下妻市の教育だけでなく市民のくらしや地域コミュニティにも重大な影響を及ぼします。下妻市の将来をも左右する重要なものであり、どのような人たちによってつくられたものかは、記録にとどめておかねばなりません。	1	・計画案 55 ページに記載した「計画策定の経過」に「計画案決定」等を追記します。 ・検討委員会の委員名簿を追記する予定はありませんが、委員について問合せがあった場合は回答します。	有
4	検討委員会の小学校の代表の委員は「児童数が市の統合基準である 90 人に近づいている 4 校のみ対象」（検討委員会第 1 回会議議事録）とし、その後、委員の要望で高道祖小学校を加えたようです。しかし、大宝小学校や下妻小学校、宗道小学校も統合の対象ですし、上妻小学校を含めたすべての学校にかかわることであり、これら学校の代表者の除外は疑問に感じます。第 2 回会議議事録によれば、委員からの「市内全小中学校の代表者が集まるべきではないか」との意見に、事務局は「…困難である。そのため PTA 連合会の会長に参加を求めている」と回答しています。委員の意見を率直に受け入れるべきであったと思います。	1	・検討委員会は、適切な人数により活発な議論が行われるよう下妻市立小中学校適正規模適正配置検討委員会規則において、委員 28 人以内で組織することとしています。 ・委員は、学校や地域との関係が深い様々な属性の方になってもらうよう市議会議員、地域の代表者、保護者の代表者、学校関係者等から市教育委員会が委嘱し、又は任命することとしています。 ・このように検討委員会は、限られた人数で多様な委員を委嘱し、又は任命する必要があるため、市内全小中学校から代表者を委嘱し、又は任命することはしていません。 ・一方、市内全小中学校の代表者として、PTA 連合会の会長や校長会の会長を委員に委嘱し、又は任命しています。	無

5	「検討委員会 質疑応答議事録」によれば、委員の質問に対して事務局が答弁しています。事務局はどのような方が担ったのでしょうか。重要な役割を果たしていますので、検討委員会の委員名簿に追記すべきではないでしょうか。	1	・市教育委員会事務局の職員や下妻市立小中学校適正規模適正配置検討支援業務委託の受託者である株式会社都市環境計画研究所の社員が事務局として答弁しました。 ・事務局の構成を追記する予定はありませんが、事務局について問合せがあった場合は回答します。	無
6	小学校の適正規模とする「12 学級以上（1 学年 2 学級以上）」および中学校の適正規模とする「9 学級以上（1 学年 3 学級以上）」には、教育学的な根拠はないのでしょうか。	1	・計画案は、教育学的な根拠に基づき作成したものでなく、教育内容、通学環境、教育施設環境、立地環境の 4 項目を望ましい教育環境の創出を図るための重要な要素として位置付け、学区や学校施設の現状、児童生徒数や学級数の現状と予測、国や県の適正規模の基準、市民や保護者を対象に実施した市の義務教育施設に関するアンケート調査の結果等を踏まえ、適正規模の基準、適正配置の条件やスケジュール、具体的な学校再編の組合せ等を整理したものです。	無
7	令和 5 年 5 月時点で、5 つの小学校（騰波ノ江、総上、豊加美、高道祖、大形）がクラス替えできない規模となっています（「計画案」6p）。クラス替えができないことが、「望ましい教育環境でない」とする根拠はどこにあるのでしょうか。これら学校の児童は、望ましくない教育環境で学んできた、学んでいるということになるのでしょうか。	1	・計画案において、「クラス替えができないことをもって、望ましい教育環境でない」という断定はしていません。 ・計画案 17 ページ下部枠内に記載した「適正配置完了条件」のとおり、小学校は「複式学級が編制される可能性が生じる時期までに適正配置を完了」することとしています。	無
8	令和 24 年までに、下妻と総上小学校および大宝・騰波ノ江・豊加美・高道祖の 4 小学校ならびに宗道と大形小学校の統合を完了させるとしています（「計画案」25p）。しかし、宗道と大形小学校は統合しても令和 22 年には 6 学級（「計画案」28p）に、統合の対象でなかった上妻小学校は令和 12 年に 6 学級（「計画案」31p）になっています。クラス替えができることが、「望ましい教育環境」の条件であるとするなら、際限なく統廃合を進めなければなりません。そうするのでしょうか。	1	・クラス替えができることは、教育環境として望ましいと考えますが、学校の再編は、クラス替えの可否のみにより判断するものでないと考えます。 ・計画案 17 ページ下部枠内に記載した「適正配置完了条件」のとおり、小学校は「複式学級が編制される可能性が生じる時期までに適正配置を完了」することとしています。	無
9	学校統廃合にあたり、「小規模校では切磋琢磨ができない」「複式学級になると学力が低下する」などの言説が流されており、当市のアンケートに参加した方々も影響を受けているのではないのでしょうか。岩手県教育委員会は、複式学級の児童の学力は全県平均を上回っていることを明らかにしています。また文科省の全国学力調査で、全学年単級の小規模中学校の正答率が全国平均を上回っていることも明らかになっています。「計画案」の適正規模を検討するにあたって、小規模校や複式学級のメリット面を過小評価するとともに、「切磋琢磨」など教育学的根拠のないことや「生じやすい制約」を縮小・除去する方を放棄しデメリット面を過大に記しているのではないのでしょうか。	1	・「当市のアンケートに参加した方々も影響を受けているのではないのでしょうか。」とのご意見は、客観的事実であることが確認できませんので、回答を差し控えます。 ・小規模校や複式学級のメリットやデメリットについて、過大又は過少に評価し、記載することはしていません。	無

10	中学校の適正規模を「9 学級以上（1 学年 3 学級以上）」としています。「6 学級以上（1 学年 2 学級以上）」であれば、クラス替えはできます。にもかかわらず、そうしない根拠はなんでしょう。	1	・学校の適正規模の基準は、クラス替えの可否のみにより判断するものでなく、子どもたちに質の高い教育を提供できるかを重視し、設定しています。	無
11	文科省は『公立小中学校の統廃合をお考えの皆さまへ』で、「学校は地域のコミュニティの核として、防災・保育・地域の交流の場等を併せ持ちます。地域の実情により、学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させることが必要な場合もあり、こうした判断も尊重される必要があります」と記しています。検討委員会第 2 回会議議事録によれば、「基準を下回っても現状の学校を維持する選択肢はあるのか」という委員の質問がありましたが、事務局は「ある」とは答弁しませんでした。国でさえ選択肢はあるとしているのですから、「ある」と答弁し、検討の柱のひとつに位置付けるべきではなかったのではないのでしょうか。“統廃合ありきでない”といいますが、まさに“統廃合ありき”の態度です。	1	・事務局は、意見を誘導することがないよう会議において、「今回検討委員会を開催した目的は、まずは児童生徒数が大幅に減少していく現状を受け、子どもたちにとってどのような学校が望ましいかを検討することである。始めから事務局が学校をどうするかという方向性を示すのではなく、委員の意見を踏まえて適正規模適正配置を検討していきたいと考えている。」と回答しています。 ・計画案は、委員が種々検討した結果であり、「統廃合ありき」というご指摘には当たりません。	無
12	「計画案」によれば、5 つの地域から小学校がなくなり、旧下妻地域か旧千代川地域のどちらから中学校がなくなります。学校は地域のコミュニティの核であり、学校がなくなることは、その核を失うことです。地域のコミュニティ組織が弱くなっているときに、その力はますます弱くなります。学校のない地域からは子育て世代が離れ、人口減少が進むなど取り返しのつかない事態を招きかねません。この適正配置は賛成できません。	1	・計画案は、教育内容、通学環境、教育施設環境、立地環境の 4 項目を望ましい教育環境の創出を図るための重要な要素として位置付け、学区や学校施設の現状、児童生徒数や学級数の現状と予測、国や県の適正規模の基準、市民や保護者を対象に実施した市の義務教育施設に関するアンケート調査の結果等を踏まえ、適正規模の基準、適正配置の条件やスケジュール、具体的な学校再編の組合せ等を整理したものです。 ・その過程においては、学校や地域との関係が深い様々な属性の委員により組織された検討委員会により検討されていますので、ご理解をお願いします。	無
13	小学校の適正配置（統廃合）は、遅くとも令和 24 年までに完了させるとしています。「できる限り早期に」ともしていますが、「適正配置実行開始条件」に該当する年が令和 24 年の学校もあり、令和 24 年より前の完了はありえません（「計画案」22・23p）。令和 24 年は 15 年以上も先の話です。「計画案」は撤回し、先行事例たとえば旧明野町（明野五葉学園）や旧筑波町（秀峰筑波義務教育学校）などの統廃合の成果や問題点を踏まえ、あらためて検討しなおすべきです。	1	・計画案は、教育内容、通学環境、教育施設環境、立地環境の 4 項目を望ましい教育環境の創出を図るための重要な要素として位置付け、学区や学校施設の現状、児童生徒数や学級数の現状と予測、国や県の適正規模の基準、市民や保護者を対象に実施した市の義務教育施設に関するアンケート調査の結果等を踏まえ、適正規模の基準、適正配置の条件やスケジュール、具体的な学校再編の組合せ等を整理したものです。 ・その過程においては、学校や地域との関係が深い様々な属性の委員により組織された検討委員会により検討されていますので、ご理解をお願いします。	無

14	「計画案」では、統廃合後の新たな学校の設置場所や校舎の増築・新築等にかかる事業費は明らかにされていません。立派な計画も、予算の裏づけがなければ計画とはいえないのではないのでしょうか。第4回会議議事録では、委員の「6学級以下になったときは家庭科の正規教員が配置されなくなる」との意見に、事務局は「ご意見のとおり」と答弁し、「複式学級になっても、市が独自に教員を増やして学校を維持していくという考え方も、可能性の1つとしてあると思う」との意見には、「…独自に教員を採用するという考えはない」との答弁です。望ましい教育環境には、十分な教員の配置は不可欠と思われますが、そのような観点は全く見られません。そのように予算の支出を厳しく抑制しようとしているのに、莫大な費用となる校舎の増築・新築等にかかる事業費を無視した計画に納得がいきません。	1	・まずは、児童生徒数が大幅に減少していく現状を受け、子どもたちにとってどのような学校が望ましいかを検討することが必要であり、その上で、予算を含めて学校の適正配置の実現の可否を検討するものと考えます。 ・教員は、基本的に県が配置するものであり、市が配置するものでないと考えます。	無
15	下妻中学校と千代川中学校の統廃合では、「…現中学校を使って令和12年までに再編を完了しようとするときは、校舎の増築、既存教室の用途変更、統合時期の延期等を検討する必要がある」（「計画案」26p）と記されています。「現中学校を使わない」との選択肢はないと思います。そうすると、令和12年までには完了できないといっているのに、「遅くとも令和12年までに適正配置を完了させる」は、明らかに矛盾しています。まともな計画とはいえません。	1	・学校を再編する場合に現中学校を使ったときの学校施設に関する考え方は、計画案26ページ番下の枠内に記載したとおりです。	無
16	市内9小学校の校舎等は1977～1985年に建築され、1983年以降は耐震性があり、それ以前の校舎等は2004～2014年に補強改修が実施されています（「計画案」9p）。3つの中学校の校舎は、下妻中は2018年、東部中は2012年、千代川中は1999年建築で、すべて「耐震性あり」です（「計画案」10p）。耐用年数はたくさん残っており、財政面からもこれら学校施設を有効活用すべきです。	1	・まずは、児童生徒数が大幅に減少していく現状を受け、子どもたちにとってどのような学校が望ましいかを検討することが必要であり、その上で、予算を含めて学校の適正配置の実現の可否を検討するものと考えます。 ・学校を再編した場合の廃校舎等の利活用は、公共施設マネジメントの観点から全庁的に検討します。	無
17	「計画案」が実行されると、既存校を利用する場合は5小学校と1中学校が廃校になります。すべて新設すると8小学校と2中学校が廃校になり、残るのは上妻小学校と東部中学校だけです。計画（案）は、下妻市の景色が様変わりしてしまうような大規模なものです。これが検討委員会の総意で策定されたのでしょうか。「計画案」の撤回を重ねて要望します。委員の意見にもあった「基準を下回っても現状の学校を維持する」ことを基本にした、学校教育の充実のための計画づくりに着手することを期待します。	1	・計画案は、教育内容、通学環境、教育施設環境、立地環境の4項目を望ましい教育環境の創出を図るための重要な要素として位置付け、学区や学校施設の現状、児童生徒数や学級数の現状と予測、国や県の適正規模の基準、市民や保護者を対象に実施した市の義務教育施設に関するアンケート調査の結果等を踏まえ、適正規模の基準、適正配置の条件やスケジュール、具体的な学校再編の組合せ等を整理したものです。 ・その過程においては、学校や地域との関係が深い様々な属性の委員により組織された検討委員会により検討されていますので、ご理解をお願いします。	無

18	大宝小学校、騰波ノ江小学校、豊加美小学校、高道祖小学校は、早く統合すべきです。令和 24 年度では遅すぎます。東部中学校の横に校舎をつくり、体育館、校庭は共用でもいいのではないですか。	1	・計画案 25 ページ下部枠内に記載した《スケジュール》のとおり、小学校は「適正配置実行開始条件に該当する年（令和 11 年）から保護者や地域との合意形成を図り、できる限り早期に適正配置を完了させる」こととしています。 ・計画案 21 ページ下部枠内に記載した「適正配置実行期間」において、「一定区域ごとに保護者や地域との合意形成を図りながら、適正配置実施計画を策定」しますので、具体的な適正配置の実行時期は、そのときに決めることになると考えています。 ・公共施設の在り方は、公共施設マネジメントの考えに基づき、維持管理や配置等を検討することになっています。 ・学校についても、市教育委員会が在り方や方向性を検討した上で、公共施設マネジメントの会議等で検討し、決定することになります。 ・4 小学校を統合して東部中学校に隣接させ、一部の学校施設を供用とする案については、ご意見として承ります。	無
----	---	---	--	---

19	大宝、騰波ノ江、豊加美、高道祖の各小学校の統合を、R24（17年後）完了から10年前倒しし、R14年（7年後）に完了させるべき。小学校は複式学級手前、中学校は1学年1学級前、という、消極的、後ろ向きな基準ではなく、将来の下妻の教育、学校配置の理想像を描き、そこから逆算して統廃合計画のスケジュールを立てるべき。	1	・計画案は、学校や地域との関係が深い様々な属性の委員により組織された検討委員会において協議され、取りまとめられたものについて、市教育委員会が報告を受け、市が決定したものです。 ・45ページのアンケート調査結果の「問3. 小学校は、各学年の規模がどの程度であれば存続させるべきか」の回答は、「1学年1学級であっても、1学年の平均が16人以上であれば存続させるべき」が37.9%で、最も多くなっています。 ・計画案は、教育内容、通学環境、教育施設環境、立地環境の4項目を望ましい教育環境の創出を図るための重要な要素として位置付け、学区や学校施設の現状、児童生徒数や学級数の現状と予測、国や県の適正規模の基準、市民や保護者を対象に実施した市の義務教育施設に関するアンケート調査の結果等を踏まえ、適正規模の基準、適正配置の条件やスケジュール、具体的な学校再編の組合せ等を整理しています。 ・計画案25ページ下部枠内に記載した《スケジュール》のとおり、小学校は「適正配置実行開始条件に該当する年（令和11年）から保護者や地域との合意形成を図り、できる限り早期に適正配置を完了させる」こととしています。 ・計画案21ページ下部枠内に記載した「適正配置実行期間」において、「一定区域ごとに保護者や地域との合意形成を図りながら、適正配置実施計画を策定」しますので、具体的な適正配置の実行時期は、そのときに決めることになると考えています。 ・いずれにしても、今後も様々な要素を考慮しながら、子どもたちのために学校の教育環境を維持・向上させることを第一に考え、学校の適正配置を進めます。	無
----	--	---	--	---